

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見
1	第1章 総則 <新設>	<新設>	15	<新設>	<p>第10節 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況において受援活動を行うにあたっては、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底する必要がある。</p> <p>1 感染症対策</p> <p>受援活動を行うにあたっては、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するとともに、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防に努める。</p> <p>2 対策を講じる場所</p> <p>感染症対策を講じる必要がある場所は、災害対策本部、避難所、宿营地、救助活動拠点、物資拠点、ボランティア支援センター等、人と人が接触する可能性がある全ての場所であることに留意する。</p> <p>3 受入れにあたっての依頼事項</p> <p>応援職員などの受入れにあたっては、応援団体に対して、出発前の体調管理やマスク・防護服などの感染防止対策の装備品の持参などを依頼する。 また、応援職員に加え災害ボランティアなどに対しては、活動時に体調がすぐれない場合は、保健所や責任者等に連絡の上、すぐに受援活動から外れるよう依頼する。</p> <p>4 感染症に関する情報共有</p> <p>適切な感染症対策を講じるため、国、県、市町、関係機関に対して、感染者発生状況等の情報を提供する、応援者が感染した場合に備え連絡体制を構築するなど、感染症に関する迅速な情報共有に努める。 ただし、感染者、濃厚接触者等に係る個人情報の取り扱いは、不当な差別・偏見が生じないよう十分な配慮を行う。</p>

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見
2	第1章 総則 <新設>	<新設>	16	<新設>	<p>【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】</p> <p>「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防に実施するとともに、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドラインなどを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。</p> <p>物資調達について</p> <p>物資の受け入れや搬出作業にあたっては、定期的な手洗いや施設内でのマスク・手袋の着用を努める。ただし、マスク着用時は熱中症や呼吸困難に陥ることを避けるため、負荷のかかる作業を実施する場合は注意するものとする。</p> <p>また、書類の受渡しや荷物の積卸しの際には、運転手との直接接触を減らすように努めるとともに、フォークリフト等の共有設備は、洗浄・消毒などの感染防止対策の徹底に努める。</p> <p>医療・保健活動について</p> <p>原則として応援機関がマスク、ガウン、フェイスシールド、手袋など感染防止対策物品を持参のうえ、保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促す。</p> <p>また、円滑な保健医療活動に係る受援活動を行うため、保健所等の被災現地で開催される関係者による連絡会議の場等において、地域での感染状況等についての情報共有を図るように努める。</p> <p>高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）について</p> <p>特に、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化リスクが高いといわれている高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用する社会福祉施設等において、感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあるため、応援要請にあたっては、それぞれの施設の状況に応じた感染防止対策の徹底に努める必要がある。</p> <p>ボランティアについて</p> <p>ボランティアの受け入れにあたっては、被災者の命と暮らしと尊厳を守るために必要な支援を行うため、支援センターとともに「三重県版ボランティア受援ガイドライン」に基づき、「医学的アドバイス」の作成および現地センターへの情報提供を行う。</p> <p>自治体応援職員について</p> <p>受援対象の業務の選定にあたっては、遠隔地においてもウェブ会議等で対応ができないか、また、地元事業者への業務委託等ができないかを検討したうえで、応援自治体との遠隔地間での感染拡大が発生しないように留意する。</p> <p>また、応援要請にあたっては、被災市区町村応援職員確保調整本部や応援都道府県等に対して、三重県や市町の感染者発生状況等の情報を提供する。</p>

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見	
3	第4章 医療・ 保健活 動に関 する計 画	<新設>	<新設>	103	<新設>	<p>【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲） 「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防に実施するとともに、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。</p> <p>【医療保健部】 原則として応援機関がマスク、ガウン、フェイスシールド、手袋など感染防止対策物品を持参のうえ、保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促す。 また、円滑な保健医療活動に係る受援活動を行うため、保健所等の被災現地で開催される関係者による連絡会議の場等において、地域での感染状況等についての情報共有を図るように努める。</p>
4	第4章 医療・ 保健活 動に関 する計 画	<新設>	<新設>	103	<新設>	<p>【令和2年7月豪雨における事例】 受援側のニーズを見据えたDHEATの柔軟な運用 ・令和2年7月豪雨において、熊本県へDHEATを派遣し、水俣保健所の支援を実施した。 ・DHEATは、指揮調整機能の支援が原則であるが、日々急速に状況が変化の中で、現場の求めに応じプレイヤーとしての役割も一部担い、柔軟に対応することができた。 ・具体的には、地域災害保健医療対策会議における情報共有の支援のほか、その後のフェーズに応じた保健所体制の検討および関係機関との調整の支援、被災地における保健師の訪問調査にかかる計画策定の支援などを行った。 ・三重県における新型コロナウイルス感染症対策の経験の活かし、マスク、フェイスシールド等の感染対策物品の持ち込み、DHEATメンバーの体調管理を徹底したほか、現地職員等に新型コロナウイルス感染症対策に関する助言を求められた際に対応した。 ・発災後のフェーズによりDHEATに求められる役割が異なることから、柔軟かつ一部職員に過度な負担とならないよう、多様な職種と職員の養成が必要である。 ・保健師派遣のみならず、DHEAT派遣においても保健師の担う役割は大きく、負担が集中せず、また幅広く派遣経験を積めるよう整理する必要がある。 ・支援と受援は表裏一体であり、三重県の災害時健康危機管理体制の機能向上のために、今回のDHEAT派遣の経験を生かすことが重要である。 ・そのために、DHEAT養成研修（外部団体実施）の計画的な受講により専門性を活かした指揮調整を担うことができる人材を育成するほか、三重県DHEAT研修の開催により幅広い人材に対して支援チームの円滑な受け入れや連携・調整に係る受援側の役割について理解促進することが必要である。</p>

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見
5	第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れに関する計画 第1節 概要 第3節 概要 図表5-1	102	108	<p>図表5-1 介護職員等の受け入れ活動の流れ</p>	<p>図表5-1 介護職員等の受け入れ活動の流れ</p>

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見
6	第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員(介護職員等)の受け入れに関する計画 第2関係機関の役割 図表5-2 第3概要 図表5-1	104	110	<p>図表5-2 介護職員等の受け入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制</p> <p>国緊急災害対策本部</p> <p>県</p> <p>県災害対策本部</p> <p>被災者支援部隊 避難者支援班</p> <p>県地方災害対策部 被災者支援班</p> <p>ソーシャルワーカー (社会福祉士等)</p> <p>調整本部 (県、三重県社会福祉協議会、 関係団体)</p> <p>医療・保健関係者による連絡会議※保健所単位で開催(第4章で規定)</p> <p>社会福祉施設(福祉避難所を含む) 〔福祉サービスを必要とする 入所者、要配慮者〕</p> <p>市町</p> <p>市町災害対策本部</p> <p>市町社会福祉協議会</p> <p>福祉サービスの提供</p> <p>関係団体</p> <p>[県内からの派遣] 社会福祉法人経営者協議会 老人福祉施設協会 老人保健施設協会 身体障害者福祉施設協議会 精神障がい者福祉事業所連絡会 知的障害者福祉協会 社会福祉士会 介護福祉士会 理学療法士会 介護支援専門員協会 地域密着型サービス協議会等</p> <p>[県外からの派遣] 都道府県社会福祉法人経営者協議会 都道府県老人福祉施設協議会 都道府県老人保健施設協会 都道府県身体障害者施設協議会 都道府県知的障害者福祉協会 都道府県社会福祉士会 都道府県介護福祉士会 都道府県理学療法士協会 都道府県介護支援専門員協会 全国グループホーム団体連合会等</p>	<p>図表5-2 介護職員等の受け入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制</p> <p>国緊急災害対策本部</p> <p>県</p> <p>県災害対策本部</p> <p>被災者支援部隊 避難者支援班</p> <p>県地方災害対策部 被災者支援班</p> <p>ソーシャルワーカー (社会福祉士等)</p> <p>調整本部・三重県災害福祉支援ネットワーク本部 (県、三重県社会福祉協議会、 関係団体)</p> <p>災害派遣福祉チーム ・三重県DWAT ・他都道府県DWAT</p> <p>医療・保健関係者による連絡会議※保健所単位で開催(第4章で規定)</p> <p>社会福祉施設(福祉避難所を含む) 〔福祉サービスを必要とする 入所者、要配慮者〕</p> <p>市町</p> <p>市町災害対策本部</p> <p>市町社会福祉協議会</p> <p>福祉サービスの提供</p> <p>関係団体</p> <p>[県内からの派遣] 社会福祉法人経営者協議会 老人福祉施設協会 老人保健施設協会 身体障害者福祉施設協議会 精神障がい者福祉事業所連絡協議会 知的障害者福祉協会 社会福祉士会 介護福祉士会 理学療法士会 介護支援専門員協会 地域密着型サービス協議会等</p> <p>[県外からの派遣] 都道府県社会福祉法人経営者協議会 都道府県老人福祉施設協議会 都道府県老人保健施設協会 都道府県身体障害者施設協議会 都道府県知的障害者福祉協会 都道府県社会福祉士会 都道府県介護福祉士会 都道府県理学療法士協会 都道府県介護支援専門員協会 全国グループホーム団体連合会等</p>

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見
7	第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 <新設>	<新設>	120	<新設>	<p>【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲）</p> <p>「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防に実施するとともに、厚労省や内閣府の通知を参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。</p> <p>特に、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化リスクが高いといわれている高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用する社会福祉施設等において、感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあるため、応援要請にあたっては、それぞれの施設の状況に応じた感染防止対策の徹底に努める必要がある。</p>
8	第6章 物資調達に関する計画 <新設>	<新設>	128	<新設>	<p>「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）について</p> <p>「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム」が平成30年11月にとりまとめたレポートを踏まえ、内閣府は、「物資調達・輸送調整等支援システム」の開発を行い、令和2年4月より運用が開始された。</p> <p>【物資調達・輸送調整等支援システムの概要】</p> <p>当該システムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのものである。</p> <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時より、避難所・物資拠点の情報を管理し、災害発生時には、避難所・物資拠点の物資支援等の状況をリアルタイムに共有することで、物資支援業務を効率化する。 ・避難所の人数構成、利用可能なトラックの大きさ、フォークリフトの利用可否等の物資輸送に必要となる情報を収集することで、ラストワンマイルにおける円滑な支援物資輸送を実現する。 ・従来、電話とFAX等でやりとりしていた情報をクラウドシステムに一元的に集約することで、国・都道府県及び市区町村の関係者間での支援要請等の情報の共有と集約が容易になり、各避難所のニーズにあった適切な物資供給や、物資の在庫状況や配送状況のリアルタイムな状況把握を実現する。 ・支援要請から調達・輸送までの情報を一元的に管理することで、支援要請を受けた物資の調達状況、輸送状況を把握できる。また、それらの対応状況は要請した側ともリアルタイムに共有されるため、状況確認等の個別のやり取りが不要となる。 ・各拠点において、モバイル端末等から簡単にステータスを更新できるので、手配した物資が必要とする場所に届いたのかを確認できる。 ・広域物資輸送拠点（県物資拠点）、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、避難所における物資の在庫情報を一元的に管理できる。 ・平時より避難所や物資拠点の在庫等の情報を把握することにより、災害発生時の初動対応を円滑化する。 ・物流事業者に在庫管理を委託する際には、該当事業者もシステム機能を利用できる。 ・なお、当該システムが使用できない場合には、「三重県市町受援計画策定手引書」に示した様式（1～9）を使用する。
9	第6章 物資調達に関する計画 第3節初動 第2被害状況の把握	124	133	<p>1 拠点の被害状況の把握</p> <p>（1）広域物資輸送拠点（県物資拠点）</p> <p>県救援物資部隊物資活動班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害状況の把握を行う。</p> <p>県地方災害対策部救援物資班は、物資拠点内の備蓄物資、資機材の状況、また、プッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点（県物資拠点）としての活用の可否について、その旨を県救援物資部隊物資活動班に報告する。</p>	<p>1 拠点の被害状況の把握</p> <p>（1）広域物資輸送拠点（県物資拠点）</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害状況の把握を行う。</p> <p>県地方災害対策部救援物資班は、物資拠点内の備蓄物資、資機材の状況、また、プッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点（県物資拠点）としての活用の可否について、「物資調達・輸送調整等支援システム」により、その旨を県救援物資部隊物資支援班に報告する。</p>

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見								
10	第6章 物資調達に関する計画 第5節 支援活動及び調整 第2国 のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	132	141	<p>(3) セーフティネット備蓄の輸送</p> <p>セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、航空機を利用した輸送について、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行う。協議を受けた県総括部隊救助班（航空担当）は、関係機関と調整を行い、拠点での物資の受入れ時間等、輸送計画を策定し実施する。</p> <p>また、策定した輸送計画は、県救援物資部隊物資支援班が、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。</p>	<p>(3) セーフティネット備蓄の輸送</p> <p>セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、航空機を利用した輸送について、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行う。協議を受けた県総括部隊救助班（航空担当）は、関係機関と調整を行い、拠点での物資の受入れ時間等、輸送計画を策定し実施する。</p> <p>また、策定した輸送計画は、県救援物資部隊物資支援班が、「物資調達・輸送調整等支援システム」により、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。</p>								
11	第6章 物資調達に関する計画 <新設>	<新設>	146	<新設>	<p>【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】</p> <p>「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防に実施するとともに、（公社）全日本トラック協会や（一社）日本倉庫協会が作成したガイドラインを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。</p> <p>特に、物資の受入れや搬出作業にあたっては、定期的な手洗いや施設内でのマスク・手袋の着用に努める。ただし、マスク着用時は熱中症や呼吸困難に陥ることを避けるため、負荷のかかる作業を実施する場合は注意するものとする。</p> <p>また、書類の受渡しや荷物の積卸しの際には、運転手との直接接触を減らすように努めるとともに、フォークリフト等の共有設備は、洗浄・消毒などの感染防止対策の徹底に努める。</p>								
12	第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給） 第1 指揮又は調整を行う機関	157	166	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請 	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部 隊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や復旧作業に必要な啓開作業の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部 隊	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や復旧作業に必要な啓開作業の実施
関係機関	主な役割												
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請 												
関係機関	主な役割												
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部 隊	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や復旧作業に必要な啓開作業の実施 												
13	第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給） 第1 指揮又は調整を行う機関	157	166	<p>3 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請 	<p>3 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採（協定締結済み市町） </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採（協定締結済み市町）
関係機関	主な役割												
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請 												
関係機関	主な役割												
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採（協定締結済み市町） 												

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見								
14	第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 第9節電力の臨時供給 第1 平時の事前準備	158	167	<p>第1 平時の事前準備</p> <p>県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般送配電事業者と共有する。</p>	<p>第1 平時の事前準備</p> <p>県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般送配電事業者と共有する。 <u>また、県・市町は県内一般送配電事業者と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採を行うとともに、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。</u></p>								
15	第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 第9節電力の臨時供給 第2 災害発生時の対応 (県内での対応)	158	167	<新設>	<p>3 県内一般送配電事業者との連携</p> <p><u>県社会基盤対策部隊は、状況に応じて、一般送配電事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去などの啓開作業を行う。</u></p>								
16	第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 第13節関係機関の役割（通信の臨時確保） 第1 指揮又は調整を行う機関	167	176	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部隊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 復旧作業に必要な啓開作業の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 復旧作業に必要な啓開作業の実施
関係機関	主な役割												
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 												
関係機関	主な役割												
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 復旧作業に必要な啓開作業の実施 												
17	第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 第14節通信の臨時確保 第2 災害発生時の対応 (県内での対応)	168	177	<新設>	<p>4 県内電気通信事業者との連携</p> <p><u>県社会基盤整備部隊は、状況に応じて、電気通信事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去などの啓開作業を行う。</u></p>								
18	第8章 ボランティアの受け入れに関する計画 <新設>	<新設>	195	<新設>	<p>【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲） 「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防に実施するとともに、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。 ボランティアの受け入れにあたっては、被災者の命と暮らしと尊厳を守るために必要な支援を行うため、支援センターとともに「三重県版ボランティア受援ガイドライン」に基づき、「医学的アドバイス」の作成および現地センターへの情報提供を行う。</p>								

No.	該当箇所	ページ (修正前)	ページ (修正後)	現行	修正意見
19	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画 <新設>	<新設>	228	<新設>	<p>【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲）</p> <p>「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防に実施するとともに、総務省の通知や応援自治体における方針などを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。</p> <p>特に受援対象の業務の選定にあたっては、遠隔地においてもウェブ会議等に対応ができないか、また、地元事業者への業務委託等ができないかを検討したうえで、応援自治体との遠隔地間での感染拡大が発生しないように留意する。</p> <p>また、応援要請にあたっては、被災市区町村応援職員確保調整本部や応援都道府県等に対して、三重県や市町の感染者発生状況等の情報を提供する。</p>